第17回

暮らしの法律Q&A

山村 行弘 Yamamura Yukihiro
弁護士。第一東京弁護士会所属。東京・千代田区にある萩谷法律事務所にて、一般民事・刑事事件、知的財産、法律相談などを手がける。
協力：萩谷雅和（萩谷法律事務所）

Q 生活保護を申請する場合、家族の扶養義務は？

相談者の気持ち

私の一番下の弟は病弱で働けず、ほとんど収入がありません。既に両親は亡くなり独身のままです。生活保護を申請したいのですが、兄弟がいる場合は、生活保護は受給できないのでしょうか？

A

生活保護法４条２項は、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定しており、民法に定める扶養義務者の扶養が生活保護よりも優先して行われる旨定めています。

そして、民法877条１項が「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」として、兄弟の扶養義務を定めていることからすれば、兄弟がいる場合は、その扶養を受けることが優先され、兄弟の扶養を受けることなく生活保護を受けることはできないようにも思えます。

現に、生活保護申請の際、申請者に兄弟等の扶養義務者がいる場合、福祉事務所の窓口では、生活保護法４条２項を根拠に「親族に扶養してもらいなさい」などと言い、申請を受け付けないことがあるようです。

しかし、このような対応は、生活保護の申請権を不当に侵害する違法なものといわざるをえません。同法４条２項は、扶養が保護に「優先」すると規定しているのであり、これは、扶養義務者による仕送り等が行われた場合に、それを収入認定して、その分保護支給額を減額するという意味に過ぎません。

また、扶養義務者がいたとしも、必ずしもその扶養義務者に生活の面倒をみてもらえるとは限りません。特に兄弟姉妹の扶養義務は、義務者がその者の社会的地位にふさわしい生活を成り立たせたうえで、なお余裕があれば援助する義務にとどまると考えられています。兄弟姉妹は自分の生活を犠牲にしてまで扶養義務を履行する必要はないのです。このような扶養義務者の扶養能力の有無は、扶養義務者の資産及び収入の状況に関する調査（同法29条）が実施され判断されます。

なお、扶養義務者が十分な資力を有するにもかかわらず扶養義務を履行しない場合、保護の実施機関は、扶養義務者から費用を徴収できるものとされています（同法77条）。

以上のように、本件においては、兄から仕送りを受け、それが収入と認定されることにより、その限度で保護が実施されないということはありますが、兄がいることを理由に生活保護が受けられないということはありません。